

総会
経済社会理事会

配布：一般

2017年7月11日

原文：英語

総会

経済社会理事会

第72会期

2018年会期

予備的リストの議題 25(a)

2017年7月27日－2018年7月26日

開発のための業務活動：

国際的な開発協力のための国際連合業務活動：

国際連合システムの開発のための業務活動

総会と経社理の政策勧告へのフォローアップ

**2030 アジェンダの実現に対する国際連合開発システム
の再配置：全ての者のためのより良い未来を確保する**

事務総長報告書

概要

2030 アジェンダは、誰も置き去りにしないというその誓約と共に、人道のための国際社会の最も大胆なアジェンダである。それは、国際連合開発システムにおける大胆な変化を等しく要求する。本報告書は、事務総長の全体的な改革アジェンダの文脈の範囲内で、柱を超えた優先事項としての予防で、2030 アジェンダの実現に対する国際連合開発システムの再配置に関する事務総長のビジョンを提供している。それは、2017年6月までに準備されることになっている現在の活動のシステム全体の概要に対する、総会決議 71/243 に定められたような、要請に対してもまた対応している。同報告書は、国際連合開発システムおよび加盟国との広範囲なまた包括的な協議の成果、並びに 2030 アジェンダを支援する国連開発システムの現在の活動と能力に関する関連する研究とデータの徹底的な分析である。

そのような実習がシステム全体のレベルで行われてきた最初である、国連開発システムの活動と能力の再検討は、総会決議 71/243 の第 19 項に従って実行された。活動の範囲に調和させるため、利用可能な時間的枠組の範囲内で、必要な完全且つ徹底的な資料を創り出すための

国連システムの能力において幾つかの制限に遭遇した。それにも関わらず、概要は、2030 アジェンダの約束を実現するように、格差と重複を特定することのためにまた国連開発システムのための将来の方向を確認するために強固な証拠を十分に提供している。

総会決議 71/243 の第 45 項に従って、本報告書は、説明責任と国際連合開発システムの組織の全体的な調整と加盟国によるその監視並びに、合同監査団との協議により通知された中の報告書の関連する節を改善するための選択肢をまた提案している。国際連合の説明責任と透明性は、事務総長の最優先事項でありそして報告書は、システム全体の結果に対するより効果的な報告と会計における加盟国による手段と監視を高めるための数多くの提案を申し出ている。

本報告書は、国際連合開発システムの再配置に関する事務総長の最初の報告書であるが、それは変化の過程の始まりだけである。開発システムの再検討は、国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年毎の包括的政策再検討に関する総会決議 71/243 のまだ終わっていない任務に関するこのビジョンと実現について更に練るつもり、12 月の第二報告書まで続く、2017 年の残りの期間全体に展開するであろう。

目次

	頁
I. 序	3
II. 2030 アジェンダと誰も置き去りにしないというその誓約：人道のための私たちの最も 大胆なアジェンダ	9
III. 2030 アジェンダを実現するために必要な活動と能力	11
A. 国際連合開発システムの現在の活動と既存の能力の再検討	11
B. 政策統合、データ管理、パートナーシップおよび資金調達を支援する能力格差に 対処すること	13
C. 持続可能な開発目標の支援における格差と重複に対処することにおける早期の洞察力	17
IV. 強化されたまた責任有る指導力を通して一貫して実現すること	19
A. 国のレベルで：国別現地チームの新しい世代に向けて	19
B. 地域レベルで：団結した政策意見	27
C. 世界的なレベルで：国レベルでの結果を支援しまた可能にするため国連の最高レベル	

での開発を再配置すること	30
V. 2030 アジェンダを実現するための国際連合開発システムの支援を指導する責任の強化	32
A. 加盟国によるガバナンスと監視の改善	33
B. システム全体の結果に関する透明性の増加	36
C. 全体的な任務を実現するための内部責任の強化	37
VI. 一つのアジェンダを共に実現するための資金傾向に対処すること：資金契約に向けて	38
VII. 前進	40

I. 序

1. 2017年1月1日、私は、国際連合事務総長としての役割を引き受け、私の中に置かれた信頼に一層謙虚になりそして今日の複合したまた連結した課題により良く対処するため国際連合の先頭に立つことを決意した。ここ数年の著しい社会経済的成長にもかかわらず、繁栄と能力強化の上げ潮は、全てのボートを持ち上げてはこなかった。貧困で生活している人間の全体的な割合は、かつてないほど低いとは言え、7億人以上の人々がまた極めて貧しいなかで生活している。若い人々が過剰に影響を受けて、2億人の人々が仕事のないままである。多くの諸国において、不公平が増加しそして執拗な差別が女性と女兒の機会を制限している。6,500万人以上の人々が、住む家を追われてきている。社会が、飢饉の悲惨な状況、異常気象、不適切に管理された都市化、人口増加、水不足、武力紛争、ジェンダーに基づく暴力、民族的、宗教的または政治的な差別そして暴力的過激主義の増加に直面しているので、心配事が増えている。

2. 2015年に達した一連の画期的な合意（持続可能な開発のための2030アジェンダ、気候変動に関する国際連合枠組条約の下でのパリ協定および第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標）は、より良い未来のための道筋を提案している。これらの努力は、総会と安全保障理事会による採択された平和を維持する諸決議（総会決議 70/262 および安保理決議 2282（2016））、並びに長引く緊急事態と根深い開発課題が共存する、人道的な場における新しい活動方法により補完されてきている。国際連合の平和、開発および人権の柱を横断している、これらの包括的且つ連結したアジェンダは、加盟国のためにまた国際連合システムにも同様に明確なロードマップを提供している。

3. 2030 アジェンダは、とりわけ、高くバーを上げている。その範囲における普遍性で、それは、全ての諸国に適応し、そして誰も置き去りにしないために、国際社会に約束をしている。その設計における変革と統合で、それはその前駆的枠組、ミレニアム開発目標から劇的に異なった規模での実施を求めている。それは、私たちの時代のアジェンダを定義することである。持続可能な開発目標を達成することは、全ての人々により良い生活を提供し、自然と人間が創り出した両方の危機を予防し、そして人権、安定、繁栄および平和のための確固とした基礎を提供することになる

4. 諸国が、新しい能力を築きそしてより多くの社会全体の反応を可能にするため活動方法を変革しているので、国際連合も、変化すべきである。このことは、その中で総会が、その一貫性と効率性、並びに 2030 アジェンダに定められているような、私たちの時代のあらゆる種類の開発課題に対処するその能力を強化することを目的とした国際連合開発システムを強化する必要性を強調した、国際連合開発システムのための業務活動の4年に一度の包括的政策再検討に関する総会決議 71/243 の主な動機である。

5. 同決議は、2030 アジェンダのための目的にふさわしい国際連合開発システムを確実にするための具体的な要請を定めている。再検討は、同開発システムが持続可能な開発目標の実施に向けてより効率的かつ連帯して活動するようにその活動と能力の格差と重複に対処することを求めている。それは、より深い説明責任、より多くの透明性そしてより強力な監視を要求しておりそしてそれは、特に再活性化された常駐調整官制度を通じたあらゆるレベルでのより一層の統一を促している

6. 開発システムの再検討は、国際連合が、変化している地球規模の必要性に対応することを確保するため私が始めた一連の相互に強化する改革取組の基本的な部分である。そのような取組は、平和と安全保障構造の再検討および国連の内部管理の再検討、並びにジェンダー平等を達成し、性的搾取および虐待を終わらせそしてテロ対策組織を強化するための明確な戦略と行動計画を含んでいる。

7. 私たちの目的は明確である。すなわち組織は、不安定、脆弱性、排斥および紛争の根本原

因に対処するため、国際連合システムを通して、そして予防をより一層強調して、より一層協働しなければならない。そのビジョンにとって重大なことは、指導枠組としての 2030 アジェンダと共に、国際連合の中心での持続可能な開発の再配置である。持続可能で包摂的な開発は、それ自体が目的である。それはまた、強靭性を築くこと、危機を防止すること、人権を確保することが、生きた経験や平和を維持することであるための、私たちの最善の道具である。

8. 私たちは、貧困を根絶し、不平等を是正しそして排斥を終わらせるためより多く投資しなければならない。私たちは、諸国が国民にサービスを効率的に提供できるように制度を強化するため諸国を助けなければならない。諸国に対する私たちの支援は、特に若い人々に対する、働きがいのある人間らしい仕事と起業家精神の機会を創造することに貢献し、そして労働力における女性の参加を増やさねばならず、そのことにより人々の将来を通して管理責任を持つため人々に権限を与える。また私たちは、予防は常に治療よりも良いので、国の開発戦略がリスク・インフォームドであることを確保しなければならない。危機の根本原因に取り組むことにより、私たちは、社会組織のほころびを防止しそして平和、繁栄と包摂的な社会の基礎を強化することができる。持続可能な開発は、強靭性を築きまた平和を維持し、そして持続的な平和は、持続可能な開発を可能にする。

9. 私が職に就いた最初の日から、私は持続可能な開発に関する焦点を強化するため行動している。総会決議 52/12B に定められたその他の任務に加えて、私は、再設計された持続可能な開発ユニットによって支援される副事務総長に対し、持続可能な開発に関する包括的責任を割り当てた。私は、国際連合ファミリーを通じた戦略的情報と共に、統合された意思決定を促進するため執行委員会をも造った。前進しつつ、私は国際連合システムを加盟国に対するその支援においてより統合されたそして一貫したものにするためにあらゆる可能な措置を講じ続けるつもりである

私たちの全てのパートナーに仕えるのにふさわしい国際連合開発システム

10. 国際連合開発システムは、結果を実現する輝かしい歴史を持っている。数十年にわたり、それは世界を変えたアイデアと解決策を生み出してきている。多くの諸国において、私たちは、国民の生活に実質的な違いを生み出してきた最も重要な国の政策や機関の強化を支援してき

た。極最近、同システムは、今日までに遂行されてきた最も成功した世界的な貧困対策取組であるミレニアム開発目標を追求する諸国を支援することで著しい貢献をしてきた。それらは、印象的な業績であり将来の業績に対する固い基礎としての過去の役務における成功である。しかしながら、2030 アジェンダを実施することと世界が直面している多くの新しい課題に対処することは、大胆かつ責任有る指導力により支援された国別現地チームの新しい生成と共に、再調整された国際連合開発システムを要求している。

11. 私たちは、1970 年代後半における国別現地チームの指導者としての駐在調整官の設立から、1997 年の国際連合開発グループの創設を通して、2000 年代の多数の諸国における「一貫性を持った支援」アプローチを試行することや国別現地チームの標準活動手続の最近の策定まで、国際連合システムの調整を強化することにおいて大きな発展を遂げてきた。ここ何年も、国際連合開発計画（UNDP）は、同システム内の調整を強化することにおいて指導的な推進者となっている。UNDP は、そのような活動に対しまたその計画に基づいた任務と調整任務との間の機能的な防火壁を築くことに対しかなりの努力、資源そして政治的関心を歴史的に捧げてきた。UNDP は、今日、駐在調整官システムの大部分に、資金を供給し続けている。

12. それにもかかわらず、私は、現在のモデルは、その限界点に達しておりそして 2030 アジェンダにより要求されている大望、有効性および団結に調和させるには不十分であると確信している。ここ何年も、地域的なまた世界的な準備においてそして個々の組織の範囲内において相応の進展がないまま、圧倒的に現場において、改革が実施されてきている、指導力、説明責任、共同作業、効率性および結果を強調するシステムをしっかりと整備することを確実にする義務が、これまで以上に、ある。政府が持続可能な開発目標を一地方に制限し実施するとして、支援を既に要請している 114 の政府で、政府や協力機関は、私たちを数に入れている。

13. 私たちの変化のためのロードマップは、目標を実現するために継続したまた断固たる行動が、政府や利害関係者により必要とされている時に中断を最小化すると同時に、システムをより強力にするために設計されている。国際連合開発システムの存在理由として 2030 アジェンダが指導した、努力は、以下の三つの指導原則に根付かなければならない。

- (a) 国の主体的取組と指導力を増強すること；
- (b) 「すべてに当てはまる」アプローチよりもむしろ、国の状況に当てはめた対応を確保する

こと；

(c) 成功のためのあらゆるリトマス試験のため国レベルの提供を行うこと

14. 前に進みつつ、私は、諸国が目標を達成することに向けて前進する時、国際連合は、(北半球と南半球の) 全ての諸国のための価値あるパートナーであることを、分かっている。私たちの共有したビジョンは、排除されたまた脆弱な人々の集団に代わって唱道しそして全ての人権；経済的、社会的および文化的権利、並びに市民的および政治的権利の発達において国内のパートナーと共に活動する国際連合のビジョンである。私たちは、政府に対する信頼された公平な助言者である国連を欲しており、解決策を定めるのではなく、政府が新旧の問題に対する解決策を求めている時、私たちのパートナーのための利用可能な選択肢を拓けるのを助ける国連を、欲している。

15. 私たちは、私たちの国際連合が、国の計画立案および優先順位付けを通知する証拠およびデータ、並びに国レベルでの 2030 アジェンダを実施することに対する私たち自身の調整された支援を用いつつ、行動のための触媒、革新者、招集者および活動するもののチャンピオンになることを望んでいる。私たちは、国と地域の見方を世界的な議論にもたらしつつ、政策立案とイノベーションの先頭になる比類のない普遍的な範囲を利用する 21 世紀の今後の方向性を示す指導者になることを追求している。

16. 同時に、私たちの国連は、加盟国により合意された普遍的な価値と規範を支持することにおいてしっかりしていなければならないが、各国に向けてその存在、支援および技能を適用させることにおいて柔軟でなければならない。私たちの共有した目的は、結果に焦点を絞りそして共同作業の文化と共にその任務を十分に実現する国際連合である。一緒に、私は、世界が欲しがりそして価値がある未来を実現するため、世界が必要とする国際連合を世界が有することを私たちが確実にすることができることを知っている。

4 か年包括的政策レビューに対応すること

17. 本報告書は、2030 アジェンダの文脈における国際連合開発システムに対する変革についての私のビジョンを提案している。それはまた 2017 年 6 月までに提供されることになっている。

るレビューに対する、総会決議 71/243 における具体的な要請にも対応している。2017 年 12 月に提出されることになっている、私の次の報告書は、ここに示されたビジョンと同決議のまだ終わっていない任務への対応に基づくことになる。それは、経済社会理事会そして、その後、総会による審議のための完全な一揃いの勧告を提案することになる。

18. 本報告書の準備において、私たちは加盟国、国際連合開発システムおよびその他の主要な利害関係者とのオープンで包括的な協議プロセスを導いてきた。経済社会局と国際連合開発グループの代表により共同議長が務められた内部の作業メカニズムは、協議プロセスと報告書を支える分析的作業の両方を支援した。総会決議 71/243 に従って、私たちは、システムの説明責任と全体的な調整並びに加盟国によるその監視を強化するための提案に関して合同監査団とまた協議してきた。特別の努力が、国レベルでの現実に固定されたままになっている課題を確実にするために、駐在調整官と国別現地チームとの直接対話に従事するために為された。

19. 協議は、国際連合開発システムが持続可能な開発目標と 2030 アジェンダのその他の部門の達成を支援するのに適するようにする野心的な変革に対する広範な支援を確認した。加盟国は、国家が現場での行動のための自らの国内の優先順位を特定する場合、国際連合が、目的に合わせた、効果的な、効率的なそして一貫した支援を提供していることで、2030 アジェンダを実施することに対する自らの主要な責任を再確認することをまた明解に理解していた。加盟国の中でまた国際連合パートナーも同様に、存在しているものに基づくことが重要であるとは言え、私たちは、システム対応が、2030 アジェンダのレベル、規模および大望に一致することも確保しなければならないという強い目的意識がある。

20. システムのレビューと目標を実現する諸国を助けるその能力を更に強化するため、従前の研究と一連の活動を利用しつつ、具体的証例に基づいた、徹底的な技術的レビューが実施された。外部の独立した専門家の助言が、総会決議 71/243 において総会により負託された任務と能力の組織全体におよぶ概略を支えている広範囲にわたるデータの収集および分析を助けるために関与した。開発の実践と政策において認められた経験を持つ個人のリファレンス・グループが、活動が前に進む時の非公式な反響を見るための会として役に立つために設立された。

21. 本報告書は、それ故、私たちが、12 月までに提出されることになっている、包括的な一

連の勧告に向かって動く時、受けることになる指示に関して加盟国に対する報告の最初の里程碑として見られるべきである。私は、私たちが前進する時に、プロセスが包括的で透明なまままであり続けることを確保する決意である。

II. 2030 アジェンダと誰も置き去りにしないというその誓約：人道のための最も大胆なアジェンダ

22. 2030 アジェンダは、持続可能な開発のための国際協力の多様な潜在的な重要性を持った、パラダイムシフトを表している。それは、ミレニアム開発目標のやり残した仕事を仕上げそしてあらゆる人、あらゆる場所の環境および尊厳並びに権利を保護すると同時に、経済および消費並びに生産のパターンを変えることを目的としている。それは、持続可能な開発を達成するため効果的な制度、適切な資金調達とパートナーシップの重要性を再確認している。それが求めている変革と共に、2030 アジェンダは、諸政府、国際連合および持続可能な開発における最大限の関係者のための本質的な潜在的な重要性を有している。

23. 持続可能な開発目標は、包括的で、普遍的でまた相互に結びついており、そして持続可能な開発のあらゆる側面を横断している。従って同目標は、国の優先事項、必要性、組織としての配置およびその実施のために利用可能な資金調達ミックスに従って、各国において異なって追求される。従前の分野に焦点を絞った政策決定または目標毎のアプローチは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダまたはその目標を達成しないだろう。より強力な統合された計画立案、戦略的試行および政策統合が、現地のレベルで目標のための最善の実施アプローチを特定するために、政府にとって非常に重要となるだろう。

24. 概念上、目標の大望は、「政府全体」のアプローチを求めている。現在の開発の状況は、新しい関係者の元気づける配列の特徴を為している。政府のあらゆるレベル、市民社会、学界、科学界および民間部門、零細企業から多国籍企業まで、広がっている強力な国内の力は、貧困と闘うために合同してきている。このことは、潜在的な資産となることができる、あらゆる利用可能な資源を動員するため、諸政府、民間部門、市民社会および国際連合が協働するという、2030 アジェンダに見いだされるグローバル・パートナーシップの基本的なビジョンを反映している。しかし、繁栄するまた平和な未来の約束を実現するため、開発関係者は、共に活動し

そして持続可能且つ包括的な成長のための専門知識、技術そして資源の大部分をつくる純粋なパートナーシップを活用する新しい方法を見つけださなければならないだろう。南々強力の規模拡大を含む、開発協力の代替形態の迅速な発展は、目標を実現するための強力を強化するための大胆な、革新的な手段を提案することを始めている。

25. 2030 アジェンダに資金を供給することは、毎年数兆ドル必要となる。地球規模の、包括的な成長と共有された繁栄を確実にするため政府開発援助（ODA）に加えて、利用可能な公的なまた私的な資金源に向け直すための前例のない規模の行動の必要性がある。多様な資金源の効果的な使用を行うことは、2030 アジェンダと民間の資金の流れの調整を必要とし、そしてそのことは同時に、認識と信頼を築き、規則を調整しそしてリスク共有と説明責任を促進するため革新的な手段の使用を可能にする新しいパートナーシップに参加することを政府と市場に要求することになる。同時に、政府開発援助に対するその拠出として国民総所得の0.7パーセントという目標を叶えるためのその約束を果たすこと、また目標に関連するより幅広い資金調達を可能にするため ODA の触媒的可能性を活用することは加盟国にとって極めて重要なままである。世界の最も脆弱な諸国にとって、ODA は依然としてライフラインのままでありそして多国間主義の価値に対する約束を示している。

26. 誰も置き去りにしないと約束することにおいて、2030 アジェンダは、集められた統計に隠れたデータや人々を遙かに深く考察するために政策決定者、開発実行者および多数国間機関を刺激している。それは目標の追求が、たとえ異なる方法でも、異なる程度まで、世界中のあらゆる人に影響することを認識する普遍的アプローチを求めている。誰も置き去りにしないと約束を果たすことは、信頼に足る、分類されたデータを通じた、また排斥を終わらせることについてより一層焦点を絞った、国の収入に基づく全国平均と国の類型学を問い合わせることを意味する。それは、国の収入状態にかかわらず、多次元的なアプローチを通して各国に対する必要な支援を対応させることを必要とする。世界の貧者のほぼ4分の3が、中所得諸国で生活しており、その数は、その諸国が直面し続ける課題をありのままに思い出させるものである。

27. 誰も置き去りにしないは、また私たちの人間社会における最も脆弱な諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国を支援することに対する特別の焦点と国際的な約

束を保存することについてでもある。の合わせて 10 億人の住民がいる、91 か国で構成するこれらの諸国は、限定された組織能力、ハイ・リスクの認識、ODA への依存およびショックと気候変動に対する高い脆弱性の故に、2030 アジェンダを実施することにおいて重大な制約に直面している。私たちの共通の人間性の一つの大きな試験は、これら 91 か国の生活に目標を十分にもたらすことであろう。

III. 2030 アジェンダを実現するために必要な活動と能力

A. 国際連合開発システムの現在の活動と既存の能力の再検討

28. 総会決議 71/243 の第 19 項における要請に沿って、国際連合開発システムは、独立専門家チームの援助を得て、2030 アジェンダの課題と機会に対応する取組におけるその既存の活動と能力を再検討した。

29. 30 以上の組織が、その種の最大規模の再検討において、率直にまた厳しい時間枠の範囲内で活動した。参加者は、目標とターゲットを通じた相互関連性を反映するための能力を制限した、異なる報告とデータ収集システムを原因とする方法論的困難を克服するため活動した。再検討は、12 月報告書を通知するため、予備的な調査結果のより深い分析を実施する必要性を例証してきた。幾つかの組織がまだ十分な貢献をしていないので、データ収集が未完了のままであるとは言え、過程は、持続可能な開発目標の実施を支援するシステムの集団能力の初回の概要の提供を助けた。調査は、決議の第 21 項に示された活動を利用しそして能力は、支出、人的資源および製品情報を必要としているとして定義された。金融データは、まだ監査されていないが厳格に集められた分析のためには十分である 2016 年の推定データに基づいた

30. アウトラインの予備的結果は、国際連合開発システムが、ミレニアム開発目標を支援する活動から持続可能な開発のための 2030 アジェンダを支援するために要求された取組へのその移行をまだ完了していないことを示している。例えば、システムの予算の 50 パーセント以上が、ミレニアム開発目標のために用いられた型の施策についての集中が継続していることを反映している、持続可能な開発目標 1 から 6 に関する活動の分野にまだ集中しており、そして 17 の持続可能な開発目標に取り込まれた完全な持続可能な開発アジェンダを、概念的にまた本質

的に、採用する必要性を強調している。

31. 2030 アジェンダのために必要とされる重要な活動の提供において明らかな格差がまたある。データは、データ管理と統合された政策助言の提供のための不十分な能力を明らかにした。統合された政策サービスを提供することは、国際連合開発システムが事業を異なっていかなければならない主な理由の一つである。しかし、システム組織の事前の予測によれば、総資金の16パーセント、または総職員の同様の割合が、2016年に政策助言、規範的な支援およびデータ収集並びに分析のために費やされた。幾つかの組織からの幹部職員とのインタビューも、国際連合システムの範囲内の競争が、私たちのパートナー機関の範囲内の他部門と連携を取らない仕事のやり方を維持するのに役立っている不幸な要因となり得るというリスクをまた指摘した。

32. データ格差に関して、システム内に否定できないほど強力なデータ生成能力があるとは言え、資産は、組織中に散在しそして十分な影響力を持っていない。加えて、システムは、組織全体の基礎に基づく一貫したデータ収集を欠くが故に、共通の結果を紹介することができない。再検討は、国際連合システム中の計画、支出および要因を管理するための現在のシステムと過程は著しく異なりそして持続可能な開発目標の枠組と調整する準備が十分にできていないことをありのままに思い出させるものを提供している。そのような事柄は、緊急事態として、あらゆるレベルで対処されることが必要である。

33. 調査は、2030 アジェンダの必要性に調和させるためその他の重要な国際連合の一連の技能を再調整しそして高める必要性をまた確認した。システムをその枠組に調整することは、以下の分野における改良された能力を必要とする。すなわちパートナーシップと資金調達；統計、革新的且つ統合された分析、計画立案、見直しおよびリスク管理；持続可能な開発に関する政策提言と通信；そして発現しつつある、国境問題に関する技術的専門知識。

34. ハイレベルの用途を特定した資金調達が、調整とシステム全体の説明責任を更に弱くしている。全てのノン・コア資金の流れの91パーセントが、単一の実存する事業に対して割り当てられていることが、目標を支援するためのそのアプローチを更に統合するシステムの能力に対するもう一つの重大な障害である。2030 アジェンダは、包括的で統合されたものになるこ

とを、故意に設計した。国レベルでの課題の複雑さと一緒に、それは、国際連合開発システム組織が共に緊密に活動し専門知識を共同利用することを要求している。それは、特に、目標に関連する、計画立案、監視、評価および実施のための、官民両方の、国内機関の能力構築に対する新しいそしてより統合されたアプローチをまた要求している。しかしながら、システムは能力開発のための共通の方法論または基準をまだ欠いている。

35. それにもかかわらず、調査は、目標の実施のために支援するシステムの移行を築く強力な基礎を明らかにしてきた。組織は、焦点となる平均で 65 のターゲット、目標の分野横断的な性質が十分に理解されるサイン、を選んだ。システムの財政と人的な資源の 80 パーセント近くが、国レベルで割り当てられた。国レベルに合わせたシステムの焦点は、その中心的な力の一つを残したままである。

36. 国際連合開発システムは、目標に関連した、主流化のための支援、促進および政策支援方法論を含む、目標の実施における共同支援のための数多くの革新的手段を開始してきた。それにも関わらず、そのような結びついたイニシアティブは、システムの全体的な提供の小さなシェアのみである。ノン・コア資金調達約 6 パーセントが、機関間運用基金を通して送られているだけである。この誘因的格差は、目標を実施することのための統合された計画の成果を高めるためにマルチ・パートナー運用基金メカニズムを使うことを通して為され得る、潜在的進展を例証している。

B. 政策統合、データ管理、パートナーシップおよび資金調達を支援する能力格差に対処すること

37. 一連の技能の格差が、パートナーシップを利用すること、資金を調達することそしてデータと政策の統合における政府を支援することに関する場合、一連の技能の格差は、ポピュラーな懸念である。そのような一連の技能を強化することは、規模を拡大し、国の文脈に適応しそして諸国の優先事項の実施を促進する諸国を助けるためその支援の一貫性を強化するように目標の実施を利用するために、2030 アジェンダの普遍的な地方分散化を支援し、専門知識と資源を動員することを国際連合開発システムにより可能にするために不可欠である。

38. 2030 アジェンダの統合された性質および諸国が直面している持続可能な開発課題の複雑さを考えると、システムは、極めて複雑な政策統合技能をもっと必要とする。政府は、最大の結果をもたらす連鎖の中で行動するため、加速装置を優先させる二律背反と相乗作用にアクセスしなければならないだろう。

39. 誰も置き去りにしないための必須であるデータの分類で、国際連合開発システムは、集められたデータを管理するその能力を改善しなければならず、またそのようなデータを洞察力に変えなければならず、そのことで国レベルでの実施におけるシステムの結果についてそのパートナーに対する責任をより良く伝えることになる

40. 政策助言のためのシステムの能力を強化することは、必要な二律背反を行うためにまた最も効果的な連鎖におけるその行動を優先させるために、政府が、目標を自国の計画と統治構造に統合する最善の方法においてますます支援を要請する時、重要にもなるだろう。この報告書は、規範的な正当性とオペレーションズ・リサーチのその独特な組み合わせを利用することにより国際連合の政策の中心的な支えを強化する方法を示すだろう。

41. パートナーシップ構築を支援する改良された能力は、成功するために非常に重要となるだろう。目標 17 に反映されているように、持続可能な開発アジェンダは、政府、民間部門、市民社会およびその他の間のあらゆるレベルでのパートナーシップに対する強力な関与でのみ実現されることができる。私たちは、諸国が、進展を加速するためその時に適用できる、既存のまた追加の両方の金融、技術、知識および専門知識を動員することが必要であろう。その必要性を認めて、私たちは、利害関係者が、有意義に関与し、信頼を築き、ノウ・ハウと技術を交換し、関係を強化しそして結果を達成するための相乗効果と一貫性を促進するプラットフォームを通して、国際連合の開催権限を利用しなければならない。

42. 私たちは、パートナーシップの範囲を通じたシステム全体の専門知識を利用しつつ、マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを国際連合開発システムの中心的ビジネスモデルに統合することもまた必要だろう。私たちは、伝統的な開発援助に対する補足物として、南々協力を支援しそして利用するための能力をまた強化しなければならない。途上国の中の協力は、その全てが、財政資源として途上国に貴重である、知識交換と適切な技術と信頼できる開発ソ

リユーション両方の移転のための独特な資産である。

43. パートナーシップが、地球規模から国レベルまで計画立案過程においてますます大きな役割を果たすので、国際連合開発システムは、最も脆弱で排除された者の必要性を考慮する包括的提携と個人参加方式の計画立案過程に対する国の要求を支援することへの準備をしなければならない。国民やその他の者が、2030 アジェンダを練り上げるのを助けたので、彼らはまたその実施も練り上げるべきである。私たちの共通の未来を練り上げることに含まれることになるあらゆる失敗は、不安を高め、緊張を創り出しそして影響力の大きい協力的な行動や結果に対する可能性を曇らせるだけだろう。

44. 目標の実施のための資金調達の実現性は、資金調達に対する国際連合システムのアプローチにおける包括的な見直しを求めている。アジス・アベバ行動目標に従って、ゴールを達成するために必要とされる数兆ドルの鍵を開けるために、政府は、あらゆる種類の（公的および私的、国のまた世界的な）投資を惹きつけ、利用しそして動員するためのより多くの支援が必要だろう。ODA を通して継続した資金調達は、誰も置き去りにしないことに対してまたその他の資金調達の流れに大きな変化をおこすことに対して重要だが、目標の達成にとっては不十分であろう。ますます資する環境にもかかわらず、目標を達成するための投資は、規模が不足し続けている。分野横断的なパートナーシップと資本を混ぜ合わせることは、多くの政府にとっての過度の不安をまた証明している。今日まで、もうかりそうな事業がないことが、目標に関連した大きな投資に対する主要な障害となってきた。

45. 国際連合開発システム、とりわけ国別現地チームは、事業のための投資を計画し利用する諸国を助けるための適切な一連の技能を策定することが必要だろう。システム全体に現在散在している専門知識は、世界的な経済と金融政策の場における新しいソートリーダーシップを可能にするために、共同利用されそしてより強力な政策の中心的な支えにより支援されることが必要である。ソートリーダーとしてのその役割を遂行するために、システムは新しい開発の指導者となる追加の知識と専門知識を取得する必要がある、取得することで国の必要性を満たすための世話人となることである。それらの能力を構築することは、世界銀行およびその他の国際金融機関、地域的なまた国内の開発銀行、財団、ドナー、国の政府および源となる資本に対する機関投資家を含む、公的や私的な資金供給パートナー並びに信用補完およびリスク緩和

決策とより効果的に関与する能力もまた提供する。目的は、加盟国の資本調達計画の中心を形成しつつまた事業を興すために要求される機会、資源および金融パートナーを特定しつつ、目標の枠組内で加盟国の優先する自発的活動に対する事業資金調達提案を策定することにおいて加盟国を支援することである。

46. 一連の技能における重要な格差に対処することにおいて、私たちは、次のことを行う。

(a) 新しい専門知識を取り込みつつまた様々な国際連合訓練機関と開発システムの組織を通じたノウ・ハウを頼りにしている、その全てが管理改革の軌跡と緊密に共同して行われる人材の確保と訓練、並びに知識と業績管理を強化する；

(b) 目標と連帯して、要求された分類のレベルで、データの活用能力、技術、収集および分析のためのシステムの能力を強化する、並びにシステム全体の報告、説明責任および全体としての結果の可視性を促進するように、組織全体のデータと報告システムの調和を確保する。

(c) 以下のパートナーシップに集中したワークストリームを開始する：(i) パートナーシップへのシステム全体のアプローチを採用することを目的とした国際連合グローバル・コンパクト、経済社会局および国際連合開発グループの中で策定されるプロセス；(ii) 目標の枠組における国の優先事項をより効果的に支援するため起業家、民間部門、金融機関およびその他との関与を高める、グローバル・コンパクトの役割の再検討と国別現地チームの文脈におけるその適用；そして(iii) 国際連合南々協力事務所と国連の国別の駐留に基礎を置きつつ、南々協力と三角協力を促進しまた支援する国際連合開発システムの能力を強化する方法の分析；

(d) 目標を支援する影響力の大きい行動を巡るパートナーシップをとがらせるように、世界銀行とその他の国際金融機関との再び元気づいたシステム全体のコンパクトを案出するため幾つかの国際連合組織の中の既存の共同作業を頼りにする；これに関連して、国際金融機関と国際連合システムの資産と専門知識との間の明白な相乗効果は、目標の達成ためにより良く利用される必要がある。

(e) 要求されたようなその他の組織を特定した専門知識を動員しつつ、システムが多部門にわたる、政府全体の対応のための計画の制度的な、業務的なそして戦略的な能力に依存し続けることができることが重要であろう、権限を与えられた駐在調整官の指導力の下で、国別現地チームの新しい世代の先頭に立つものとして国際連合開発計画のための重要な役割があることを認識しつつ、開発のための資金調達を支援する役割のより明らかな分配を決定するために経済社会局、地域委員会および国際連合開発グループと協働する。この点で、UNDP の統

合するものとしての任務は、それが連結したアジェンダに変化する時、システム全体のための貴重な資産であり、そしてそれは計画の将来の戦略計画の主要な中心にならなければならない。加えて、強化された社会経済局は、この極めて重要な活動のための国レベルで必要とされる政策指針と支援を提供するため地域委員会と共同して活動する。

C. 持続可能な開発目標の支援における格差と重複に対処することにおける早期の洞察力

47. 調査は、持続可能な開発目標およびターゲットの達成を支援する国際連合開発システムにおける重要な重複を確認した。そのような所見は、多様な種類の専門知識と大規模な投資を要求する、2030 アジェンダの統合された性質を考えると、驚きではない。それは、必然的に役に立たないものでもない。いろいろな意味で、開発システム内の専門知識と任務の多様性は、力の源である。しかしながらより強固な調整と説明責任システムがないので、部分的重複と重複の高いリスクがある。

48. 再検討の主要な所見は、以下を含んでいる：資金調達と職員は、三つの目標（目標 2、3 そして 16）に割り当てられた資金調達のほぼ 50 パーセントで限定された数の目標に対処する計画の中に高く集中したままである。能力開発と環境関連支援の実施のための役割の明快な範囲が欠けている：幾つかの組織は、企業開発に関してまた貿易と投資に関して重複している。地域委員会とその他の国際連合開発システム組織の地域構造は、非常に似た分析活動に従事している。そして製品情報の圧倒的多数は、しばしば同様の出来事に対処するが、たった一つの組織により現在策定されている。そのような重複から生じる非効率性のリスクは、多くの組織が、目標の枠組内の共通のターゲットに対処することにおいて相対的に比較的重要でない資源を提供しているように見えるという事実により増大させられる。例えば、24 の組織が目標 1 に関する支出を報告してきており、さらにこれらの中で、三つの組織が総支出の約 75 パーセントの割合を占め、四つの組織は、その目標にそれぞれ 400 万ドル以下を提供してきている。

49. 私たちは、12 月に提出することになっている私の報告書のための勧告を準備するので、これからの数か月間集めたデータを分析しそして解決策を求め続ける。そうすることにおいて、私たちは、よりすぐに反応しそして一貫した国別現地チームと共に、共通の結果を巡るシステ

ム全体の指導力と説明責任を強化する意図である。私たちの目標は明らかである。すなわち労働の適切な分配と相乗効果を生み出す共同したアプローチを通して重複を制限するようにシステムをより良く装備することである。

50. 過多のおよび／または効率の悪いビジネス・プロセスは、対処されることがまた必要でありそして現在の開発再検討と内部管理改革の両方の中心的焦点となるだろう。規模または任務を問わず、全ての国際連合組織は、国レベルでの行政支援サービス構造の幾つかのレベルを現在もっている。しかし、統合されたサービスセンターは、四か国だけに存在している。私たちは、多くの諸国において、二つあるいはそれ以上の組織が入っている、共通の建物を持っている。私たちは、計画に基づいた投資を増やすため、更に整理統合し、代表事務所の数を削減しそして著しい経費削減を生み出すことができる。人道および危機の場におけるものを含む、UNDP の地球規模の業務プラットフォームとサービス能力は、踏まえそして利用されなければならない貴重な資産である。国別現地チームの 22 パーセントだけが、自らの事業運営の戦略的見直しを果たしてきた。特に国レベルでの、事業運営と事務管理部門機能の合理化は、より一層の有効性と費用効率性を確保することにおける明らかな先に進む一歩となるであろう。

51. データは、支出と要員に関して、目標のテーマ別範囲におけるかなりの格差をまた示した。格差は、水と衛生（目標 6）、エネルギー（目標 7）、環境（目標 13-15）、持続可能な消費と生産（目標 12）、そして産業とインフラ（目標 9）（しばしば新しい目標として言及される）を含む、持続可能な開発の経済と環境の側面に関する目標を見ると、特に明らかだった。目標 9 と 12 だけが、国レベルで 40 パーセント以下の支出である目標である（それぞれが 39 パーセントと 24 パーセントである）。概略が示すように、ジェンダー平等と女性の能力と地位向上における私たちの投資もまた、はるかに低くそして国際連合開発システムによるより多くの一致した注意を要求している。

52. 国際連合開発システムによる目標の範囲における格差を扱う場合、謙虚なアプローチを採用しそして国際連合は、あらゆることを、あらゆる場所で行うことはできずまた行うべきでないことを認識することが重要である。その他は、今後アジェンダの幾つかの部分を担当するためにより良く置かれるだろう。しかしながら、国際連合は、持続可能な開発の全ての分野を通して政府に対する技術支援を助言しそして提供または仲介するために良い位置に置かれるべきで

ある。国際連合が主要な関係者でない場合、それは国際社会のパートナーを保つために、各目標を巡る主要なパートナーを呼び集めることを手伝わなければならない。

53. 改良された機関間計画立案、調整および説明責任メカニズムは、システムがその組織全体の専門知識と資産を利用することにより格差を扱うことができる分野、または他のパートナーから融資資金と専門知識を動員することにおいて政府を支援するためより良く置かれる可能性のある事例を特定することを認めるべきである。そのようにする立場になるために、国際連合の開催能力と新しい一連の技能は、優先事項として、強化される必要がある。前進しつつ、私たちは、バラバラになった断片的なやり方で現在扱っている、特に性質において横切って広がる新しい目標に対する支援に触媒作用を及ぼすのを助けるマルチ・パートナー信託基金の戦略的使用をまた考慮するだろう。

54. 目標の範囲において特定された格差と重複に対処することにおいて、私たちは、次のことを行うつもりである。

(a) 私たちが、関連する勧告とシステム全体の戦略的文書に取り組む場合、システム全体の活動と能力の概要から発現しつつあるデータと所見を更に分析する。

(b) 国際連合人間居住計画と平和を維持するための国際連合機関、基金、および計画の能力の独立再検討の有効性を高めるための独立評価を含む、その他の現在進行中の改革プロセスの結果に基礎を置く。

IV. 強化されたまた責任有る指導力を通して一貫して実現すること

A. 国のレベルで：国別現地チームの新しい世代に向けて

55. 2030 アジェンダの大望を現場での共有した結果に直すことに対する機関間のアプローチは、持続可能な開発のための新しい物語に向けて調整を超えて動くことが必要であろう。それは、諸国を支援して提供している、一つのアジェンダのための全体的行動を触発しそして動機を与えるより強力な、大胆な指導力を必要とするだろう。

56. 2030 アジェンダに一貫して提供する能力を有する国際連合開発システムは、国別現地チ

ームの新しい世代に根ざしている。国別現地チームの構造（その構成、一連の技能、任務および活動の中心）が、持続可能な開発目標の枠組におけるその国内で定めた計画や優先事項に基づいて国の政府やその他の国内の利害関係者により動かされる場合、2030 アジェンダは、私たちが国の駐留に対してモジュラー型のアプローチを採用することを要求している。各々の国別現地チームの構造は、問題となっている国の状況や現実を反映すべきである。全ての国において目標を達成することは、平和に対する礎、繁栄および人権を定着させるだろう。

57. 二つの主要な行動は、モジュラー型のアプローチの原則を実施に移すために要求されるだろう。その行動の最初は、国毎の基礎に基づく物理的存在を合理化するための客観的基準を確立することだろう。幾つかの事例においては、共同配置、仮想存在を通じた、関連する組織の専門知識または効率的で関連するやり方で支援を提供するその他のメカニズムに対する政府による継続したアクセスを確保すると同時に、このことは代表の存在を削減する可能性がある。その他の事例においては、追加の一連の技能および／または組織が、その必要性により決定されるような国の能力を支援するために要求される可能性がある。

58. 国際連合開発援助枠組は、システム支援および存在を指導するための並びに個々の実体の国別プログラムと計画に漸進的に優先させるための実体的な意味合いをもって、全ての諸国における唯一の最も重要な国際連合計画立案手段として再配置されまた強化される。全ての国別現地チームの与えられた国での活動の具現化されたものを描くことよりもむしろ、同枠組は、国内の優先事項に対する組織全体の対応とならなければならない。そして結果を巡るこの契約は、明らかな予算の枠組により支えられなければならない。国際連合が国に駐留する際に調整が必要とされる場合、調整がなされる。組織内の共同配置または常駐調整官事務所への出向は、代表の存在のための条件が満たされない場合、または完全な代表の存在が要求されない場合、最大化される。そのような調整は、国別現地チームの統合された政策能力を強化しそして励みになるものを与えまたパートナーに対する取引費用を削減すると同時に、現場でのプログラムのために資源をより利用可能にする。この再検討は、受け入れ政府の合意を条件として、拘束力を持たされた勧告と共に、必要な基準と説明責任が満たされることを確保するように、地域のそして／または本部のレベルからの強力な監視を当てにする。

59. 二番目の行動は、規模の経済と業務手続の調和を達成することを目的とした、国別現地チ

ームのためのデフォルト・オプションになるための共通の業務サービス／事務管理部門の機能の活用のためになる。様々な理由のために業務上の自律性を保つことが必要となる、大規模な業務を伴った組織は、明快なビジネス・ケースが示されることを条件に、その個別のサービスを維持することができる。そのような行動は、国レベルでの統合されたサービスセンター（水平センター）または地球規模のそして／または地域のサービスセンター（垂直的なセンター）を通じたサービスの提供を定着させるための現行の国際連合開発システム努力に基礎を置き、そして現行の管理改革努力と一致するべきである。例外的事例だけが、国際連合を与えられた国における多様な事務管理部門に走らせるだろう。そのような措置は、人々の生活を直接的に改善するための結果を実現することにその時に再投資できる何百万ドルを潜在的に節約できる。

60. 国別現地チームの新世代は、国別現地チームあたり平均 18 組織の、標準的な普遍的な存在からより強固な統合された政策能力と国内の優先事項と要求により一層の敏感さをもった、団結した、柔軟な、より引き締まった効率的でまたその本質的な範囲に焦点を絞った国別現地チームに脱却することを私たちに許すべきである。国際連合開発システム協力の伝統的なガバナンスは、劣った説明責任と個々の組織の自律性に重点をおいた、ほとんど全てコンセンサスに基づいてきている。時間をかけて、十分な説明責任のない多様性が、強さよりもむしろ不利になってきた。そのアプローチは、人々の生活を改善するための変革的な変化を、導いてこなかったし、導くこともない。

61. 国別現地チームの新しい世代に対するモジュラー型アプローチに向けて動くことにおいて、私たちは、以下のことを行う。

(a) より対応的かつ目的に合わせた国別現地チームの構造を確保するために加盟国と国際連合パートナーと協議する。

(b) 二つの主要な柱、つまり、個々の組織の物理的存在を合理化するための基準と国別現地チームのための標準モデルとしての共通の業務サービス／事務管理部門機能を再配置しそして確保するための戦略に沿って、国際連合開発計画と主要な国際連合システム組織と一緒に、提案を策定する。

常駐調整官の権限と中立性を再び断言すること

62. 駐在調整官制度の段階的変化を確保することは、国別現地チームの新しい世代の出現にとって重要である。私たちは、駐在調整官の役割におけるあいまいさを解決するつもりである。現在、常駐調整官は、国のレベルで国別現地チームの支援を指導することが期待されているが、手段は限定されまた現地に配属されたその他の国際連合組織の長に関しては公式な権限はない。

63. 2030 アジェンダを効果的に支援するため、駐在調整官は、彼らが配属された国の必要性に従って、強力な共同権能を含む、必要な開発プロファイルを所有しなければならない。それは、関連する組織の専門知識を直接利用し、システムと事務総長のためにパートナーと関わり合いそして、国の優先事項と必要性に従って、必要に応じて、国際連合支援を優先させるためにその役割と機能において透明さをもたなければならない。

64. 同輩中の第一人者の手配、善意への依存および国レベルでの国際連合機関、基金およびプログラムの長の理解は、もはや十分ではない。国別現地チーム構成員が、個々の任務について自らの組織の長に対して責任があるとは言え、効率性と影響の強化の追求は、彼らが、システム全体の活動について駐在調整官に対しても報告しそして引き続き責任があることを要求する。駐在調整官と国別現地チームの構成員との間の契約が、要求され、そのことにより、任務遂行に対してまた国の優先事項に対する共有貢献について互いにより一層の責任を確保する。

65. 2030 アジェンダの強められた要求を考えると、駐在調整官プロファイルは、更新されることになる。駐在調整官は、国の計画立案過程、持続可能な開発目標と様々な状況におけるあらゆる側面そして開発の政治経済学の深い理解をもった、強い持続可能な開発唱道者と専門家に、何よりもまず、ならなければならない。前進しつつ、駐在調整官は、国の優先事項と国際的な規範や基準に沿って、2030 アジェンダに対するシステムの実質的な貢献を指導することと監視することのできる、政策を統合する者になるべきである。彼らは、持続可能な開発のためのデータと分析、技術革新、パートナーシップ開発そして効果的なコミュニケーションの強い知識を必要とする。個々の常駐調整官の具体的な一連の技能は、彼らが配属された諸国の具体的な必要性に適合させることが必要である。

66. 常駐調整官は、目標を達成するための著しい意味合いを有する発現しつつある、国境問題についてははっきりした視野を持って、統合された分析、計画立案および監視過程について国別現地チームを指揮できなければならない。彼らの主要な目標としての 2030 アジェンダで、常駐調整官は、擁護しなければならないまた目標を達成不可能にするか達成された進展を損ない得る崩壊やショックの機先を制するための国家機関の強靱性を築くことに集中した、予防的アプローチを促進するための自らの取組において政府と国民を支援しなければならない。彼らは、国の状況や体験に対して敏感なやり方で国際連合の価値や規範を適用しまた支持するために国の政府やその他の国内の利害関係者と共同できなければならない。

67. 常駐調整官システムを強化することは、権限だけから出てくるのではない。それは能力と資源も要求している。前進しつつ、常駐調整官とその事務所が、国の政府に助言した 2030 アジェンダを支援するため、十分に資金の援助を受けまた適切な一連の技能で装備されることを確保することは、重要となるだろう。現在、常駐調整官事務所の任務は、枠組と合同計画についての調整と監視に沿って、政府およびその他の国内開発の相手役に加えて、国際連合開発援助枠組の開発における指導力に主に焦点を当てている。将来において、常駐調整官事務所は、戦略的分析および予防、政策統合、システム全体のパートナーシップ構築および目標達成のための資金調達を含む、計画立案のための国レベルでの拠点にならなければならない。

68. 常駐調整官は、専門化された、統合された政策の専門知識を提供することができそして目標を実施するための国レベルでのシステム全体の貢献の調整を支援できる質の高い政策および技術顧問により支援されることが必要である。駐在調整官は、国レベルでの合意されたシステム全体の結果を達成するために個々の国際連合組織の能力を利用することができなければならない。

69. 上で示されたすべての側面を支援して、国際連合開発システムの組織は、常駐調整官の任命を含む、全ての任命においてジェンダー・バランスと平等な地理的代表性を達成するため取組を加速することが重要である。私たちは、全ての常駐調整官ポストの 45 パーセントを女性が現在占めていて、大きな進展を果たしてきており、そしてこれに関連した優れた実践が、私の幅広いジェンダー平等戦略を通知している。

70. 強化された指導力は、より一層の説明責任と不偏性により調和させられなければならない。今日までに終えた協議と分析に基づき、私たちは、UNDP 常駐代表の機能から常駐調整官の機能を切り離すであろうコースを設定する。これら二つの役割の間の現在のファイアウォールは、常駐調整官が効果的に指揮できることを確保するであろう、システムの内外での、信頼を生み出す不偏性のレベルを保証するには不十分である。

71. UNDP の指導力に基礎を置きつつ、組織としての記憶と運用支援は、改良された常駐調整官システムに対して重要となるだろう。しかしながら、個々の組織と国別現地チームのメンバーとして、そして国際連合開発システムのための統合されたプラットフォームとして仕えている、常駐調整官と UNDP の役割と責任において争いがあるわけではない。2030 アジェンダを実施することにおける成功は、常駐調整官の機能が、その主要な機関としての UNDP と共に、国レベルでしっかりと結びついた、開発のための運用システムにおいてしっかりと固定されたままであることを要求している。

72. 国レベルでの実施に対する中断を避けつつ、改善された常駐調整官システムへの移行が、順調でよく順序だっていることを確実にするために、関連する法的な、業務上の、予算的なそして戦略的な考察が、現在検討中である。総会決議 71/243 に一致して、私は、2017 年 12 月までに、常駐調整官システムを改善することに関するより詳細な提案を提出するつもりである。

73. 常駐調整官の指導力を強化することにおいて、私たちは、以下のことを行うため、加盟国、国際連合組織の統治機関および主要組織の長との協議を続けるつもりである。

(a) 全ての国別現地チームの構成員と常駐調整官との間の、また常駐調整官と事務総長との間の明らかな説明責任ラインを確立する。

(b) 適切な地域的なまた世界的な調整と説明責任メカニズムにより映し出される、現場での国際連合常駐調整官と UNDP 常駐調整官の機能を切り離すことを通して、常駐調整官機能の完全な不偏性を確保する最善の業務モデルを特定する。

(c) 組織からの技術的および政策的専門知識を持つ者の派遣と派遣先の国を代表していない組織からの助言サービスの提供を最大化しつつ、常駐調整官事務所のための資金調達と職員配置を特定する。

74. 常駐調整官とそのチームが、2030 アジェンダにより要求されたような、必要な一連の技能を持つことを確保することにおいて、私たちは、以下のことをするつもりである。

(a) 私たちの訓練と知識が最新のものであり、最高に活用されそして国別現地チームと加盟国に対して最も可能な方法で利用可能とされることを確認するために国際連合全体の知識と学習機能を再検討する。

(b) 関連性と影響のため国際連合の様々な研究および訓練機関の作業計画と結果を評価する。

(c) 国別現地チームがその複雑な職務権限の提供に対して実質的な支援を受けることを確保するため、社会経済局と地域委員会を含む、国際連合の規範的な組織と常駐調整官との間の接点を強化する。

(d) 新しい常駐調整官の経路を築きそして機動性が適切に報いられることを確保するために勧誘方法と職業への誘因を再検討する。

(e) 可及的速やかに、女性が占めている 45 パーセントの常駐調整官の地位から完全なジェンダー平等に対して移動することを優先させる。

国レベルで人道・開発の結び付きを実施に移すこと

75. 危機は、平均して、17 年間追いつてられてきた住民にとって、ますます長引き、そして程度としての人道的必要性は、第二次世界大戦の終わり以来見られないほど高い。私たちが今日直面している課題の規模、複雑さそして人的経費で、危機と脆弱性を減らすことにより必要性を終わらせることは、全ての者の責任である。

76. その生活と生命が現場で危機にある者にとって、人道援助、開発支援と平和構築の区別は、意味がない。これらの課題は、私たちの対応が、断片的であるならば、全く適切ではない、統合されたまた同時に起こるやり方で、人々の生活に影響する。

77. 私たちは、国レベルで集合的な成果に集中した、開発と人道的な活動を通した新しい活動方法を実施しなければならない。総会決議 71/243 で総会により認められたように、「開発、災害リスク削減、人道的活動および平和を維持することの間のより一層の協力と補完性を含む、包括的な組織全体の対応は、最も効率的かつ効果的に必要性に対処することと持続可能な開発

目標を達成することに対する、基本である。」

78. 人道と開発の結び付きへの集中の強化、または平和と安全へのその繋がりは、開発からその他の目標への集中において資金の転用または変化を導き出してはならない。それがあった場合には、私たちは、世界をより平和にまた繁栄させる私たちの主要な目的に失敗するかもしれない。形はどうであれ、新しい活動方法が損なわれるばかりか、特に武力紛争の状況における、人道行動原則も損なわれる。新しい活動方法は、持続可能な開発、国民および諸機関における投資の強化に向けて共同して活動する場合、人道と開発の関係者間の不必要な障害を取り除くことに対する具体的なコースを申し出て、そしてできるだけ早期に不必要な障害を取り除くことである。それはまた、可能な場合には、持続可能な開発の成果を守ることと危機またはショックが襲った場合にはいつでも、平和の配当の損失を防ぐことについてでもある。

79. 新しい活動方法を実施に移すことは、2030 アジェンダを国連が支援する時リスクを予測し国連のあらゆる資産を利用するため正しい一連の技能と手段で全体的な組織構造の範囲内の国際連合開発システムの役割を強化することを必要とする。現場でのより一貫性を可能にするために、機関、基金および計画を通じた並びに事務局の部局および組織内の概念的思考、組織文化と活動方法における変化が、必要とされる。国の取組が、適切に指導され支援されることを、並びに私たちが、国境を越えた危機の数が増えていることに立ち向かうときに地域的なアプローチが採用されることを確保するため、世界的なレベルでのそのような活動に対して明快に制度的にしっかりと、結びつけることを確立することが必要である。

80. 新しい活動方法を実施することに加えて、私たちは、効果的かつ責任ある機関の開発と紛争の根本原因に対処することに焦点を絞って、2030 アジェンダと平和を維持することの間の相関関係を強化することを決意している。平和と開発の繋がりは、国際連合平和活動と国別現地チームがしばしば共存する場合、紛争または紛争後の状況においては特に重要となるだろう。普遍的にまた全ての柱を通じた、予防における投資の増加は、また極めて重要である。現場における結果についてより団結したまた責任ある国際連合開発システムは、脆弱な住民のための最適な結果を邪魔する分割と矛盾に対処するやり方で平和の柱と共同するためより良い位置に置かれるべきである。これに関連した進展は、活動の各分野における別個の運用上の現実に留意して、平和を維持することと開発の収穫にとって重要である。

81. 2030 アジェンダに対する新しい作業方法とその貢献を先に進めることにおいて、

(a) 副事務総長は、(i) 現場における一貫性に動機を与えそして促進するために本部における政策と業務上の指針を合理化し、(ii) 柱を超えた分析、計画立案および計画を改善し、(iii) 現場での国際連海上級指導者の二つの職を併せ持つことまたは三つの職を併せ持つことを再検討し、そして(iv) 平和を維持することに対するその貢献を認識しつつ、長引いた危機における強靱性構築と共同の人道と開発の目標を支援する柔軟な資金調達様式を特定するために、人道問題調整事務所と国際連合開発グループと協働する。

(b) 長の運営委員会が、人道および開発行動における相乗効果を促進するために設立される。運営委員会は、人道問題調整事務所および緊急対応調整官、並びに UNDP からの業務上の指導者と共に、副事務総長が議長を務める。同委員会は、人道および開発の場の両方で活動している最大の国際連合業務組織を含む。それは、現場での新しい活動方法を可能にすること、要求された場合には、地域的なアプローチと戦略を採用すること、そして主要な危機においては世界的な行動と支援を動員することに焦点を絞った、国際連合開発グループと機関間常設委員会の両方から要求された全体的行動を指導する。運営委員会は、既存の職務権限に沿って、本部内の結び付きのための場所を確保するための効果的で費用効率の高い方法である。

82. 持続可能な開発と平和を維持することとの間の繋がりを改善することにおいて、私たちは、以下のことを行う。

(a) 暴力的紛争の真ただ中で段階的紛争の防止と防止する措置のための統合された行動を支援するため平和構築基金の投資を拡大する。

(b) 開発の柱と目標の実施とのより良い一貫性とそれに対する支援を確実にするため平和と安全構造の同時再検討との相関関係を構築する。

B. 地域レベルで：団結した政策意見

83. 地域レベルでの国際連合の政策意見を向上させることは、2030 アジェンダの要求を叶えるために極めて重要である。地域委員会は、同様に、国際連合開発システムの政策の中心的支えの不可欠な部門である。地域委員会は、世界的なレベルと現地のレベルとの間の結合組織を提供しそして世界的問題に関する地域の見方を提案している。地域的な委員会は、地域的な問

題に対処するためデータと分析的なサービスおよび政策助言を提供しつつ、また広範囲に及ぶ地域的な規範、基準としきたりの策定を支援しつつ、政策のシンクタンクとしての主要な役割を有している。地域委員会は、開発協力と地域的なパートナーシップの新しい形態を拡大しつつまた拡張しつつ、地域内のまた地域間の交換のため、地域的な政府間機関との関与のためのプラットフォームとして勤めている。

84. その他の国際連合組織もまた、個々にまたは地域的な国際連合開発グループのチームの構成員として、地域的な存在または地域的な作業の流れを持っている。地域的なチームの中心的任務は、国別現地チームに対し、指導力、戦略的指針およびサービスを提供し、質の高い保証と国際連合開発援助枠組と共同活動の監視を監督し、常駐調整官と国別現地チームの業績管理をそして異なる国の状況におけるまた紛争解決におけるトラブルシューティング確実にすることである。

85. しかしながら、異なる国際連合組織の地域事務所は、異なる場所に散在し、そして地域の定義は、一つの組織から他の組織まで異なってもよい。地域レベルでの調整は、(a) 特に地域委員会が能力構築に関して国の政府と関与する場合または地域の国際連合開発グループのチームが地域全体のまたは準地域的な問題についての情報の調査や製品情報に関与する時、重複の可能性を持った、地域レベルでの明快でない労働の区分け、そして(b) 開発や統計能力構築に対する資金調達のような、2030 アジェンダの成功にとって極めて重要な問題に関するものを含む、地域の優先事項に関する国連の政策能力の最適には及ばない使用という、二つの直接的な結果を持った、最適には及ばないものである。

86. 前進しつつ、そして指導力を強化することについての私たちの集中に沿って、地域委員会は、持続可能な開発に関する統合と釣り合いのとれた進展を養育する地域レベルでの政策立案、情報の調査と提供事業に関する国際連合開発システムのリードボイスとして権限を与えられるべきである。同じく、国別現地チームは、持続可能な開発目標に関する実施、監視および報告において国の政府を支援する主要な役割を保存すべきである。これに関連して、明快な労働分割を確保するための関連する説明責任を持った、地域委員会と国際連合開発グループとの間の共同作業の声明に基礎を置くことが重要である。

87. これらの取組の一部として、私たちは、彼らが三つの主要な機能、つまり、(a) 地域レベルでの国際連合システムのシンクタンクとしてのその役割を遂行すること、地域全体の優先事項、革新、開発のための資金調達および国境を越えた問題についての世界レベルの分析と知識を提供すること、そしてそうすることにおいて、同委員会は、一方では経済社会局とのまた他方では国別現地チームとの彼らの接点を強化する必要がある、(b) 最善の慣行の交換、2030アジェンダに関する地域的進展のフォローアップおよび再検討のための地域的なプラットフォーム、並びにより幅広い国際連合開発システムが関与することにより、既存のまた生じつつある課題の分析を提供すること、そして(c) 理想的に、外部の関係者よりはむしろ、同委員会の専門知識により組織的に依存するであろう、国別現地チームの規範的なそして政策能力を支援することと強化することに漸進的に焦点を合わせることを確保することにおいて、地域委員会と緊密に活動するつもりである。とりわけ中所得国や特別な必要性を持つ諸国により求められている、流れを遡る政策の昌道のための地域委員会の能力は、常駐調整官と国別現地チームによりさらに利用されるべきである。費用効率が高くなることに加えて、そのようなアプローチは、国際連合診断法と助言における一貫性を促進するであろう。

88. 準備の細目が、もっと程度の進んだ詳細に示されることになっているとは言え、地域レベルでの物理的存在の一貫性を合理化することと強化することにおける明らかな相乗効果と著しい経費の効率性がある。新しいアプローチは、経費の節約をもたらすばかりでなく、さらに重要なことには、国際連合だけが、その独特な規範的な正当性と運用上の範囲を通して提供できる、質の高い専門知識を生み出すべきである。提案を考慮することにおいて、私たちは、地域の国際連合開発グループの構成員により現在遂行されている国に焦点を絞った業務活動が、適当と認められる場合に、保存されることを確保するため、国際連合開発システムの組織と協働するつもりである。中心は、政策とデータ問題を巡る一体性と指導力を強化することと国レベルと地域レベルでの行動の間の相乗効果を補強することにある。

89. 一貫性を改善することと地域レベルでの統合された政策意見を促進することにおいて、私は、2017 年末前に、以下のことを行うために、国際連合開発システムの地域的機能、政策およびデータ管理能力の再検討を実施するつもりである。

- (a) 地域委員会、経済社会局および国際連合システムの業務組織の間の分業を明確にする。
- (b) システムが、より大きな影響を有する統合された政策意見を表明するのを確保するた

め、地域委員会の全体的な調整の下で、地域レベルでのシステム全体の政策能力の共同配置または共同利用の可能性を調査する。

(c) 既存の国際連合地域調整構造と経済社会理事会により設立された地域調整メカニズムへの繋がりを再検討する。

C. 世界的なレベルで：国レベルでの結果を支援しまた可能にするため国連の最高レベルでの開発を再配置すること

現場での変化を支援しまた可能にするグローバル・メカニズム

90. 中心が、現場での改善された提供に引き続きあるとは言え、強化された一貫性とソートリーダーシップは、グローバル・レベルでの私たちの行動に大きく頼っている。従前の改革努力の影響は、本部レベルでの同程度の努力または進展がないことによりしばしば制限されてきている。国別現地チームの構成員や常駐調整官との対談において、グローバル・レベルでのより一層の調整、一貫性および一致が、国別現地チームの機能に対する改善のための極めて重要な条件としてくり返し強調された。現場レベルでより良く一緒に活動することと他部門と連携を取らない仕事のやり方を是正することにおける幾つかの著しい前進は、本部では終始一貫して釣り合ってきていない感覚がある。

91. この長年の問題に対処することにおいて、私は国際連合の最高責任者としての完全な責任を引き受けそして加盟国と現場での私たちの職員を支援して、国連の持続可能な開発努力における指導的な役割を再び主張するつもりである。私たちは、それが、システムが要求しているそして加盟国を支援するシステムを通じた行動と職務権限の実施を支援するための効果的な手段である先見の明のある指導力と説明責任を提供するため良い位置に置かれていることを確保するため、国際連合システム事務局長調整委員会（CEB）の再検討を始めた。

92. 副事務総長は、統合とシステム全体の一貫性の世話人および持続可能な開発のためのグローバル・レベルの招集者として、並びに機関間過程における中立な仲介者として行動する。私は、個々の組織の業務能力と職務権限を十分に尊重して、国際連合開発システムの説明責任および国連の持続可能な開発活動の不偏性、一貫性並びに有効性を高める副事務総長に期待する。

副事務総長はまた、開発システムの再配置を推進することにおいて私を支援し続ける。上述の全ては、それにより総会が、「経済的および社会的分野における国際連合のイメージと指導力」を向上させるため副事務総長の地位を新しく作った、総会決議 52/12B に従っている。

93. 国際連合開発システムの調整に関する世界的な指導力と説明責任を補強することにおいて、私は、

(a) 副事務総長に(i) 副議長として務める UNDP と共に、国際連合開発グループの長の役割を引き受けること、そして(ii) 国際連合開発グループの構成と作業方法を再検討することにおいて開発システムと共に活動することを任務として課す。

(b) 国際連合システム指導層の調整、一貫性および説明責任を高めるため国連システム事務局調整委員会を再配置する。

94. グローバル・レベルでの国際連合ソートリーダーシップを強化することにおいて、私たちは、国際連合の独特な比較優位、すなわち現場から世界的な討論へ見方をもたらしそして政府に最善の実践と政策の選択肢を提案するその能力に基礎を置きつつ、国際連合開発システムの政策の中心的支えを強めたい。

95. 経済社会局は、地域委員会の役割と国別現地チームからの下位から上位への分析を利用することにおいて果たす極めて重要な役割を有している。私たちの多くのパートナー同様、私は、科学と技術における進歩を通して出現しつつある新しい、最先端の分野におけるものを含む、開発と持続可能な開発政策に対する資金調達の最前線にある、経済社会局に期待している。

96. その目標に向けて動くことにおいて、私たちは、その活動における重複を避ける必要性を考慮しつつそして同局の活動が、統合された、団結した、調整されたまた協力的なやり方で計画されることを確保しつつ、その中で加盟国が、経済社会局の有効性、効率性、説明責任および内部調整を高めることを私に要請した、総会決議 70/299 に基礎を置くつもりである。

97. 総会決議 70/299 に含まれた職務権限は、総会決議 71/243 に含まれた職務権限と並行しておりまた関連している。規範的な、分析的なそして能力構築機能を持った、通常予算を通して資金供給されている本部に拠点を置く事務局の部としての、経済社会局は、国際連合開発シス

テム内の独特な役割を持っている。同局の改革は、決議 71/243 において想定された開発システム再検討に適合しなければならない。加えて、総会の議事日程と経済社会理事会並びにその補助機関の議事日程と一直線となった重要な現行の政府間の議論は、同局がこれらの過程に対して統合された支援を提供する方法にもまた影響する。

98. 経済社会局の有効性、効率性、説明責任および内部調整を高めることにおいて、私は、以下のことを行う。

(a) 副事務総長に、(i) 持続可能な開発に関連する政府間過程に対する同局の支援を改善する；(ii) 政策分析と情報の提供のための同局の能力を増加する；そして (iii) 国際的な金融機関や世界銀行と緊密に活動しつつ、世界的なレベルでの開発のための資金調達「ドッキング・ステーション」としてのものを含む、世界的なレベルでの持続可能な開発政策の最前線にある同局の立場を再び主張するという三つの主要な目的と共に、経済社会局の現行の再検討過程の監視を任務として課す。

(b) 経済開発担当事務次長補に対し、国際連合のチーフ・エコノミストとして仕えまた先頭に立っている最先端の分析と政策の革新について責任を有すること、そのことにより加盟国を支援するため国際連合開発システム内の戦略的に統合された計画立案を知らせることとそして国際的な金融と経済の機関との強力な技術的対話者として仕えること、さらに、チーフ・エコノミストは地域委員会とまた貢献を生み出しそして世界的な議論を形作るためのシステムの独特な現場に基づく知識に頼る国際連合開発システムと緊密に活動することを求める。

V. 2030 アジェンダを実現するための国際連合開発システムの支援を指導する責任の強化

99. 国際連合開発システムの説明責任を強化することは、私たちが、より大きなシステム全体の一貫性に対して移行する時、また活動の柱を通じたより一層の相互支援と一貫性を確実にするために、不可欠である。それはまた、2030 アジェンダの支援においてシステムを再配置することにとって極めて重要である。何よりもまず、国レベルでの国家により、監視が実行されなければならないとは言え、世界的なレベルでの新たに活気づかされた統治メカニズムは、国際連合の多国間の性質を保存することと機関間の共同作業のための誘因を増すことのために極めて重要である。

100. 総会決議 71/243 に従って、国際連合開発システムの組織の説明責任と全体的な調整並びに加盟国によるその監視を改善する方法を調査するため合同監査団と緊密に協議してきた。その規程に沿って、同監査団は、私たちの分析を指導するのを助けるため原則と範囲に関して独立した助言を提供した。私たちは、これに関連して彼らの関与について同監査団の長と全ての監査官に感謝する。私たちは、手元の問題について従前の調査研究と加盟国の議論もまた徹底的に再検討してきた。

101. 私たちは、国際連合統治と説明責任メカニズムの分裂が、長年にわたり繰り返される問題であったことについて懸念すると同時に、2030 アジェンダが、そのような課題に正面から対処するための新しい機運と政策枠組を提供しているという見解を合同監査団と共有する。持続可能な開発目標は、開発システムを通じた国際連合組織を指導するための枠組と開発の成果のための集団的責任に向けた提供者と受領者との間の責任からのパラダイムシフトを先導する機会を提供している。

102. 世界的なレベルでの現在の統治構造は、2030 アジェンダにより要求されている範囲の一貫性とシステム全体のアプローチを促進するために十分なほどしっかりしてはいない。私たちの交流において、合同監査団は、システム全体の統治を要求しそしてシステム全体の統治に従う機能を特定することに特に注意して、具体的な、十分に定義された目的に従ってあらゆる変化を御する必要性を強調した。同監査団によりまとめられたように、「水平連携のための必要条件と統合された対処方法が緊急でないので、この問題は、国際連合開発システムの様々な構成から生じている活気を維持すると同時に、このことを可能にするための最善の方法である。応答において、私たちは、説明責任の三つの中核的次元、すなわち 2030 アジェンダを支援する国際連合開発システムについての加盟国の監視を改善すること；システム全体の結果についての透明性を増すこと；そしてシステムが、それに任された職務権限を果たすことを確実にする内部説明責任を強化すること、に焦点を絞るつもりである。

A. 加盟国によるガバナンスと監視の改善

103. 政府間監視メカニズムは、戦略的指示を提供し、結果に対するシステムの説明責任を持

ちそして透明性を採用しなければならない。持続可能な開発目標を達成するために必要とされる、国際連合開発システムを通じた共同行動と革新を可能にする環境と誘因をまた作り出さなければならない。開発システムの統治構造は、その現在の形態において、2030 アジェンダの実施のためのより一層の団結した開発システム支援を確保するために要求された監視のレベルを提供しそうにない。統治は、それらの機関内でのまた経済社会理事会との限定された交流で、個々の統治機関の中で断片的なだけでなく、統治機関の外で交渉された、無数の小規模事業に割り当てられているノン・コア資金の増加している割り当てによりますます挑戦されている。

104. 加盟国に対する説明責任は、経済社会理事会から新たに出現しつつある指針と共にシステムへの統治機関からの指針とシステムレベルでの結果のより良い監視との間の一貫性を確保するために、そのような課題に、特に、対処することを要求するだろう。私は、2030 アジェンダとの同理事会と総会の活動との戦略的提携に向けた加盟国による現行の活動、および総会とその主要委員会の活動を再活性化するための取組を称賛する。合理化は、本部、地域および国レベルでの国際連合システムの開発のための業務活動の戦略的指針と監視を高めるのを助けるだろう。

105. 多様な層や線を越える追加の関係者やメカニズムは、システムの監視、透明性および説明責任、並びに以下の点について、システム全体の一貫性を確保することに対するまた中心でもある。

(a) 政治的レベルでは、持続可能な開発に関するハイレベルな政治フォーラムは、2030アジェンダの実施とそれに対するフォローアップに関する政治的指導力、指針および勧告を提供する。

(b) 経済社会理事会の政治活動セグメントは、システム全体の業務取組のための全体的な調整と指針を、すなわち国レベルで、国際連合開発システムの支援が、調整され、国の優先事項に合わせられそして国際連合開発援助枠組を通じた全ての関係者に対して透明化されることを、提供する。

(c) 本部では、監視、透明性および説明責任は、国連システム事務局長調整委員会、国際連合開発グループ、行政管理上級委員会とハイレベル計画委員会の責任の中にある。

106. 組織毎に各々の統治機関に対する報告は、それでもなお、標準であり続けている。主要機関は、システム全体の職務権限の実施に対する個々の組織の責任を問う能力は限られている。最近において、現場で統一議題が進んだので、システム全体の問題が、コンセンサスに基づいて活動しているまた統治機関に対して公式な責任がない、CEB や国際連合開発グループなどの機関間メカニズムの領域に主としてなってきた傾向がある。調整機能におけるその後の変化は、自発的な、コンセンサスに基づく配置の性質を変更してこなかった。システム全体の結果の再検討を含む、個々の統治機関のどこにも属していない問題に関する国際連合開発システムの加盟国との接点において、明らかな説明責任格差がある。2030 アジェンダは、その説明責任格差を埋める機会を提供している。

107. 2030 アジェンダに対する国際連合開発システムの支援のシステム全体の統治と監視を強化するため、私たちは、加盟国による審議のために以下の選択肢を提案する。

(a) 二年に一度、業務活動セグメントの鋭く焦点を絞った会合の開催を通して、同セグメントを再設計する。その主要な機能は、(i) システム全体の政策指針を提供することと持続可能な開発目標を達成するための取組に対する集団的支援に関する説明責任プラットフォームとして尽くすこと、負担となるものや重複する取組を避けるために、同目標の枠組におけるシステム全体の結果に集中した、年次報告に照らしたものに基づくそして既存の報告に必要とされるものの部分を形作りそして組織の個々の過程に頼るべき再検討に着手すること、そしてそのことは独立した評価やシステム全体の結果と業績の評価により補完されることになる；(ii) 調整委員会の活動の調整のためのプラットフォームとして尽くすこと、法的地位のない同委員会の共同会合を置き換えること；そして(iii) システムの異なる部分に源を発している世界的な規範をシステム全体の業務指針に移すことを含む、規範的機能と業務的機能の繋がりを強化すること。

(b) 国際連合開発計画/国際連合人口基金/国際連合事業サービス事務所、国際連合児童基金およびジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関の合同役員会議の現在の慣行に基礎を置きつつ、ニューヨークを基盤とする基金と計画の統治組織を漸進的に合併すること。この合併の影響は、その組織が現場での業務活動の実質的な割合を実現した国際連合開発システムの総職員の半分近くを占めているので、かなりなものになり得る。専門機関を含む、その他の機関は、経済社会理事会とのより強力な繋がりを持つが、自らの個々の機関を維持できる。合併は、加盟国による増加した戦略的指針と加盟国による戦略的指針と監視

の増加と合同の戦略すなわち一つの議題をよりよく実現するための計画立案と結果を強調すると共に、同システムの水平的統治に中心を置く。しかしながら、合同役員会議は、国を特定した結果に関する垂直的責任が引き続き強固であることを確実にするために、個々の組織の問題のために専用の場を提案し続ける。合併は、一貫性、効率性、関与の平等、透明性および戦略的監視、決議 71/243 において総会により命じられたように、明快なルールに対してより組織的なフォローアップおよび遵守を改善することを目的として、役員会議の現在の機能を再検討することを必要とする。

(c) システム全体の問題について加盟国との接点を強化すること。私は、持続可能な開発目標を達成するための取組に対するシステム全体の支援についてまた CEB と国際連合開発グループの構成員の責任の下にある活動について、経済社会理事会とより直接的に関与したい。これらは、事務総長が自由にできる内部管理メカニズムのままであるとは言え、これらの活動に関して透明性を増すこととその活動が多数国が参加した指針と期待に調和させられることを確保するため加盟国との双方向性対話に従事することは、ウィン・ウィンの提案である。私たちは、同理事会議長と加盟国とのそのような交流の様式を議論する。

B. システム全体の結果に関する透明性の増加

108. 集团的任務を実現するための内部責任を強化することにおいて、私たちは、以下の活動を成し遂げるため国際連合開発システムと協働する。

(a) あらゆるレベルでのシステム全体の結果に関する年次報告。各国において、国の開発改革において反映された、目標に対する集团的支援に関して、一つの合同の、年次報告書が、受入国政府のために準備される。多くの国別現地チームは、既にその受入国政府のために結果に関する単一の報告書を制作している。私たちは、グローバル・レベルでの比較と集約について認めるために普遍化されたまた標準化された実践を見てみたい。受入国政府とその他の国の利害関係者に対する説明責任と透明性は、政府と同じく国民が国際連合開発システムの役割、価値および配達を理解できるように、より強力な常駐調整官システムと達成された結果について報告するためのより良い方法で始まる。地域レベルでは、地域の政策問題と情報の提供に対する国連の貢献に関する年次報告が、地域員会により調整されることになる。世界的なレベルでは、開発システムは、決議 71/243 において総会により負託されたシステム全体の機能と能力の概要のために開発された方法論に基礎を置きつつ、目標を達成するための取組に対するそ

の集団的貢献について経済社会理事会への定期報告を制作するためそのデータ管理と報告制度を調和させ続けることになる。

(b) 国家と国民が、私たちの支出にリアルタイムの可視性を持つことを確保できるように、国際援助透明性イニシアティブへのシステム全体の登録を通して、組織を特定した支出と結果についての透明性の補強。組織は、持続可能な開発に対する国連の貢献をより明らかにまた具体的にするために結果報告制度における著しい進展をまた踏まえるつもりである。

(c) システム全体の活動の独立評価のための能力を創造すること。国際連合開発システムは、業績と結果のより頻繁なそして一貫したシステム全体の評価に着手する専門の能力を必要としている。私たちは、事務総長室または改良された常駐調整官システムに対する支援を提供するその他の内部調整手続にしっかりと固定され得る、小さな独立した事務所の設立が心に描かれたことを想像する。世界的にまたは国のレベルで、目標を支援する開発システム業績の選んだ評価も遂行すると同時に、同事務所は、必要な人数が少なくそして個々の組織の様々な独立した評価事務所の活動に一貫性を確保することに焦点を絞るだろう。

C. 全体的な任務を実現するための内部責任の強化

109. システム全体の結果に関する透明性を増すことにおいて、私たちは、組織を特定した職務権限と法令遵守についての現在集中していることを補完するための国際連合開発システムと協働する。このことは、以下の活動を含む。

(a) 国連システム事務局長調整委員会と国際連合開発グループなどの内部管理および調整メカニズム内の説明責任を増すための一連の措置。私たちが、諸国が批准した国際条約を国内で使えるようにすることを依頼するのとちょうど同じように、経済社会理事会との直接交流においてまた公的領域において、私の報告書を通して、機関間協定や基準が、国際連合開発システムの全ての構成員により尊重され、辿られそして彼らの役員会に対して報告されることは不可欠である。それらは、個々の組織の戦略的計画、予算そして結果の一部とならなければならない。

(b) 内部訓練のより強力な意味を教え込むことにおいて、私たちは、上級指導者と事務総長との間の契約が、結果に基づきそして執行されることを確保するため、手段と制度の簡易化と合理化を通したものを含めて、業務管理を改善し続けるつもりである。CEBにより2017年4月に是認された(CEB/2017/1、添付文書参照)新国際連合システム指導枠組は、それに基づいて築くための基礎を提供している。それは、常駐調整官と国別現地チームの構成員の説明責

任を強化するためのその他の提案された改革に対する補完となる。

VI. 一つのアジェンダを共に実現するための資金傾向に対処すること：資金契約に向けて

110. 適切な資金調達、2030 アジェンダの実施を一体となって活動しそして効果的に支援できる国際開発システムのために不可欠である。2030 アジェンダに照らしたシステムの資金調達パターンの基本的な問題は、総会決議 71/243 の第 20 項において総会により負託されたように、2017 年末までにさらに詳細に述べられるであろう。

111. より一層一貫した、効率のよいそして効果的な国際連合を確保するために、加盟国は、国の主体的取組を促進しそしてより柔軟で戦略的なシステムを可能にする中核の資金を提供しなければならない。ハイレベルの用途を特定した資金は、一貫した仕方で提供するシステムの能力とその全てが前に進むことにますます重要となる機能である、政策統合、データ管理、制度構築、パートナーシップおよび資金調達アプローチを効果的に支援するシステムの能力を制約している。そのような資金調達は、システム全体の結果に対する説明責任をまた損ねている。

112. 国際開発システムの機能と能力の再検討からの証拠は、用途を特定した資金と関係した課題を明らかにはっきりさせている。現在、システムのたった 20 パーセントだけが通常資金であり、パーセンテージは、過去 10 年以上減少してきておりそして減り続けている。同時に、全てのノン・コア資金の流れのおよそ 90 パーセントは、資金提供者が一つだけの一つの組織事業に向けられている。分裂と移り気が標準的な状態である。開発システムの効果的な再配置は、かなりの程度まで、現在の資金調達実践に対する同時の変化に依存することになる。

113. 国際開発システムに対する資金提供は、より予測可能な、持続可能な、柔軟な、時宜を得たそして複数年の基礎でなければならない。運営上、資金の提供は、国レベルでの全体的な結果と国連が影響を及ぼすことができる状況における国際連合の影響を最大化する方法で構成されなければならない。分裂した資金提供は、統合された対応を作り出すために必要とされる共同作業のためよりはむしろ、競争のための誘因を提供しつつ、システムを分割してい

る。共に、私たちは、共同行動と計画のためにより良いそしてより多くの直接の資金を提供する方法を、並びに統合と一貫性を奨励する資金調達アプローチを探らなければならない。2030 アジェンダにふさわしい開発システムは、意図された成果を成し遂げるための正しい能力とポリシー・ミックスを持った、資金調達の指導力と調整をまた必要としている。それは、諸国が、より効果的にリスクを負い、共有しそして管理したショックに対してより強靱になることができるように、明日の問題に対処することを含めて、試してみることに新制度を認める資金調達の場をまた必要としている。

114. 国際連合開発システムは、より予測可能でそして用途が特定されることがより少ない資金を動員するために必要とされる信用をまた得なければならない。一つには、私たちは、全ての加盟国が自国民に負っている透明性と説明責任を全ての加盟国に対して提供している私たちの公約を通してそれをするつもりである。私たちは、私たちの効率性を改善し、精密な調査に対して私たち自身をさらにオープンにするためそして透明性の価値を採用するため上述の数多くの提案を申し出てきた。

115. 私たちは、システム全体の結果に対する革新的な変化が、全体としての結果と調整機能に資金を供給するための私たちのパートナーのための多くの強固な結果を提供することをまた確信している。

116. 資金調達の分裂に対処することにおいて：

(a) システム全体の結果に関するより一層の有効性、透明性および説明責任の引き換えとして、国際連合開発システムに対して割り当てられる資金の質と予測性を改善するのに役立ち得る合理的な選択肢を探るため、向こう数か月以上、12月に提出することになっている提案を準備することにおいて、私たちは、加盟国との資金契約のための提案について活動する。

(b) 私たちの取組の中心において必要なのは、国際連合開発組織の中に信頼を再構築することであり、そしてその中心的な予算に対する支援であり、同時にノンコア部門がより緩やかに用途が特定されそして持続可能な開発目標の枠組における国主導の結果に貢献することを確実にするのに役立ち得るメカニズム（共同出資された資金またはその他の革新的な資金調達源）を特定することである。

Ⅶ. 前進

117. 国際連合開発システムは、新しい開発の状況と新しい開発アジェンダの要求に効果的に対応しなければならない。期待は、2030 アジェンダと効果的に調和させそして加盟国が4年に一度の包括的な政策再検討過程の枠組で表明してきた要求に合わせる開発システムに対して大きい。

118. 現在の報告書のために実施された分析は、システムは、やる気満々であるが、2030 アジェンダの大望に従って行動するには現時点では、十分に装備されていなければまた設計されてもいないことを示唆している。

119. 現場での結果に対するより一層の指導力、統合および説明責任に向けて一貫性と調整を越えて動くために国際連合開発システムにとっての緊急の必要性がある

120. 本報告書は、2030 アジェンダを成し遂げるための更なる活動、相互信頼を築くための措置および私たちのパートナーシップを更新する方法を要求している、また国際連合開発システムが、加盟国がそれに要求している役割を果たすことができることを確保する分野を特定することにおける、最初の一步である。更なる報告書は、総会決議 71/243 での総会の要請に従って、12月に発行される。その報告書は、本報告書において言及された措置や着想、とりわけ常駐調整官システムの改善のための提案に関するもの、についてより一層はっきりしたものを提供する。それは、システム全体の戦略的文書を求める呼びかけにもまた対応しそして資金調達努力が2030 アジェンダに対する対応において国際連合から要求される活動とより良く合わせることができる方法についての勧告を提供する。

121. 本報告書は、2017年の末まで展開するであろう過程の発端である。加盟国は、国際連合が2030 アジェンダを実現するため加盟国を支援することにふさわしいことを確実にするための提案において、意欲的になることを私に求めてきた。私たちは、それ故、加盟国の継続した信頼と関与を期待している。

122. ちょうど私たちの国連の創設者たちが、国際連合憲章を練り上げそして採択した時、彼

らが遠い将来まで見据えたように、私たちも、明日の国際連合と私たちが 2030 年とその先で見たいと思う世界に投資する全体的な責任を有している。

123. 世界中の人々が、私たちを見ている。私は、私たちが先に進むときにあなたの支援を期待している。共に、私たちは、人々がこの惑星のために具体的な結果を成し遂げる諸国を支援する強化された国際連合開発システムを提供できる。